

○山口市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月1日

条例第5号

改正 平成20年3月18日条例第21号

平成20年9月26日条例第39号

平成24年12月20日条例第108号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、第15項及び第16項の規定により、市長が山口市議会における会派に対して交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、山口市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費の額は、交付申請時における会派の所属議員の数に年額36万円を乗じて得た額とし、年度内において1回全額を交付する。

2 年度の途中において議員の任期が満了する場合の政務活動費の額は、前項に規定する年額を12で除して得た額（以下「月相当額」という。）に、当該任期満了の日が属する月までの月数を乗じて得た額とする。

3 議員の任期満了又は市議会の解散による一般選挙の後、新たに結成された会派に対して交付する政務活動費の額は、月相当額に、結成された日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た額とする。

4 議員は、年度内に2以上の会派において、前3項に規定する政務活動費の交付対象となる議員となることはできない。

(会派に所属する議員の異動に関する調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員数に異動が生じた場合は、別に定めるところにより交付された政務活動費を調整するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経

費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、年度終了の日後30日以内に政務活動費に係る収入及び支出の報告書(別記様式。以下「収支報告書」という。)を作成し、収支の詳細を記載した内訳書を添付の上、議長に提出しなければならない。この場合において、内訳書には各支出に係る領収書(領収書を徴することができないときは、支出を証明する書類)を添付しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者が、解散の日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、提出された収支報告書の内容を審査し、当該収支報告書が適正であることを認めるときは、その旨を証する書面に当該収支報告書の写しを添付し、市長に提出するものとする。

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派は、交付を受けた政務活動費の額から、当該会派が支出した額を控除した残余の額を前条に規定する収支報告書の提出後30日以内に市長に返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号で定める期間における会派に対する政務調査費は、交付申請時における会派の所属議員の数に年額120,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に、各年度における当該期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則(平成20年3月18日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月26日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第108号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条の規定による政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山口市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山口市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動に要する経費及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取又は住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書又は資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用にかかる経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）山口市議会議長

会派の名称

代表者氏名

政務活動費収支報告書

年度において交付を受けた政務活動費の収支について、次のとおり報告します。

- | | |
|--------|---|
| 1 収入 | 円 |
| 2 支出 | 円 |
| 3 残余の額 | 円 |

※ 内訳については、別紙のとおり。